

令和7年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和7年1月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和7年1月10日(金) 午後3時37分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀
海野 宏道	大森 安男	澁江 隆司	竹内 功次	赤木 謙介
長代 悦和	大月 泉	杉岡 賢二	黒瀬 昭夫	劔持 孝明
高谷 幹晴	藤井 久美			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

10番委員 11番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 4号 総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第 1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第 2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和7年第1回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名。秋山委員は、30分ほど遅れて来られます。そして農地利用最適化推進委員が17名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員が来られるまで、能登谷会長代理、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(会長代理) それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主任) **【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

【受付番号89番】

(会長代理) それでは89番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、渡人の父と受人は、知人同士で渡人が農地を管理できなくなったという事で今回の申請となりました。受人は、しっかり農業をされており、地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。

(会長代理) 竹内委員、補足はありますか。

(竹内委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。

(会長代理) 受人は、住所地が新本で他地区にも農地を所有しており、確認をいただいておりますが、何か意見はありますか。

(14番委員) 新本については、問題ありませんでした。

(会長代理) 他に意見はありますか。

(委員) なし。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。89番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、89番は許可されました。

【受付番号90番】

(会長代理) 続きまして90番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、受人は渡人の叔父になります。地元としては問題ないと思いますが、詳細は藤井委員から説明をお願いします。

(会長代理) 藤井委員、お願いします。

(藤井委員) この案件ですが、申請地は受人の自宅のすぐ前にある自分の農地のすぐ東にある農地です。今回の申請により一体的に耕作するという事で、ほ場が集約されるので問題ないと思

います。ご審議の程お願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。90番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、90番は許可されました。

【受付番号91番】

(会長代理) 続きまして91番、南溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、受人は申請地の目の前で社会福祉法人を経営されており、その理事長をされております。この方は、実家は●●でして、そこでも農業をされております。農機具も所有しております。この申請地は、今までは中々進入できない場所で耕作放棄地になっていましたが、この度、この申請地の隣にある駐車場を社会福祉法人が購入したので、今後はこの農地に進入することが可能になります。耕作については、この辺りを大規模に農業をされている知人と一緒にされるということで、問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) 受人は、市内に住んでいないのですか。

(13番委員) 市内に住んでいませんが、週に2度3度は、この社会福祉法人に来られるそうです。

(12番委員) 耕作面積は、5反ほどあるが、どこにあるのでしょうか。

(13番委員) 津山市と真庭市に、農地を持っておられます。

(1番委員) この案件は、受人とは別の方が耕作をするのですか。そうすると3条の許可要件にあてはまるのでしょうか。

(次長) 3条の許可要件として、受人が営農できるかどうかが許可要件となります。受人が、耕作をしないのであれば、当然に許可は出来ません。ただし、この案件は、受人の居住地は県外ですが、週に何回かはこの農地の目の前にある社会福祉法人に理事長として来られており、その時に知人の方と一緒に営農をするという事ですので、問題はないと思います。

(7番委員) 家族数が1名で耕作者が2名となっているのは、今、言われたような事ですね。

(次長) そのとおりです。受人は年間100日営農に従事し、知人の方が年間150日営農をするという申請となっております。

(9番委員) 他に所有している津山市と真庭市の農地については、耕作状況はどのような状況でしょうか。

(次長) 申請書に津山市と真庭市の農地の写真が添付されていますが、どちらもきちんと耕作を

されています。

(会長代理) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。91番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、91番は許可されました。

【受付番号92番】

(農地担当) ここからは、私が進行いたします。92番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、受人は申請地の南と北側に農地を持っておりメロンを栽培しています。今回の取得により農地を一体化して耕作するという事で地元としては、問題ありません。ご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。92番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、92番は許可されました。

【受付番号93番】

(農地担当) 続きまして93番、富原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳細は大月委員からお願いします。

(農地担当) 大月委員、お願いします。

(大月委員) この案件は、10月総会でも審議しましたが、受人がさらに追加で隣の農地を取得するという案件です。受人はガソリンスタンドを経営されており、申請農地はその隣にあり、ガソリンスタンドを経営しながら野菜をやっていくという事で問題ないと思います。よろしくお願いします。

(7番委員) 農地の所在が富原にあるという事で、調査をしました。今までは田として利用していた場所ですが、今後は、畑として耕作するという事です。問題ないと思います。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

- (澁江委員) 補足はありません。よろしくお願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。93番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、93番は許可されました。

【受付番号94番】

- (農地担当) 続きまして94番、清音軽部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (12番委員) この案件ですが、一度、総会で審議した件です。受人が新規就農という事もあって、まずは流動化契約で経験してみてもはどうですかという事で、流動化契約で耕作をしていましたが、この度、所有権移転という事で申請が出されました。詳細は藤井委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 藤井委員、お願いします。
- (藤井委員) この案件ですが、1年半ほど流動化契約で水稻栽培をしていました。受人はしっかり手をかけて耕作していましたが、農機具が小さいので、手間はかかっていますが、しっかりと耕作をされています。結構高額な価格でこの農地を取得されるのが気になるのですが、双方で納得されているということで、問題はないと思います。農業に関する取組はしっかり出来ていると思いますので、問題ないと思いますが、ご審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (8番委員) 受人の耕作面積が5,400平方メートルほどありますが、これはすべて総社市内の農地ですか。
- (藤井委員) こちらは、申請地のすぐとなりにある田んぼで、流動化で契約しています。現在、そこも含めて一体的に水稻栽培をしています。今後、これらの農地も段階的に取得をしていく予定だそうです。
- (農地担当) 購入価格に関してはあまり踏み込めないと思いますし、この価格が表に出ないようにするのは当然のことで、現在の営農状況で判断すべきと思います。ちなみにこの農地は、農振農用地なので他への利用は出来ない農地だと思います。
- (1番委員) 今回の申請農地の隣にある農地ですが、流動化契約で借りているということですが、どのような耕作状況でしょうか。
- (藤井委員) 畔なしで一つのほ場となっております。同じように水稻を栽培しています。一生懸命耕作をされています。

(農地担当) 他に何か意見はありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。94番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、94番は許可されました。

【受付番号95番】

(農地担当) 続きまして95番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、先月の総会で審議した農地ですが、荒神様の共有ということで5人の共有名義で所有をしており、全員亡くなっています。相続手続きが出来た渡人から手続きをしていくという事で、受人がこの農地の5分の1ずつを譲り受けようとする申請です。受人は、50年以上この農地を耕作されてきました。相続が出来次第、すべてを受人が所有していく予定で、今回の申請ですべて手続きが完了することになります。受人は、息子とこの農地を今まで管理していたという事で、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますか。

(竹内委員) 補足はありません。よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。95番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、95番は許可されました。

【受付番号97番】

(農地担当) 続きまして97番、清音三因の件につきまして、関係委員さんに退席をお願いします。

【●●委員 退席】 午後2時25分

(農地担当) それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、受人はしっかり農業をやっている方です。この農地は、叔父の農地で隣に自分の農地を持っており、一体的に使用していた農地ですので問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。97番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、97番は許可されました。それでは、入室してください。

【●●委員 入室】 午後2時28分

【受付番号98番】

- (農地担当) 続きまして98番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この件ですが、受人は空き家を購入される方で、その空き家に付属する畑を取得するという案件です。受人は、管理機を購入予定です。現在ここには果樹が植えられていますが、空いている場所に家庭菜園をしていくということで、地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) 長代委員、補足はありますか。
- (長代委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。98番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、98番は許可されました。

【受付番号99番】

- (農地担当) 続きまして99番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件ですが、渡人は農業が出来なくなったという事で受人は分家にあたる方です。しっかり農業をされている方で息子と一緒に耕作をしていくという事です。地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。
- (農地担当) 長代委員、補足はありますか。
- (長代委員) 補足はありません。よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。99番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、99番は許可されました。

【受付番号100番, 104番, 105番】

(農地担当) 続きまして100番, 山田の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この申請地ですが, ほ場整備をした農地で割田になっています。受人が1枚の農地として耕作がしたいということで, この後に審議する104番, 105番の案件に出てくる農地と合わせて1枚の区画となります。また, 受人は, 大規模農家ですし, 農地の集約という事で, 地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) 赤木委員, 補足はありますか。

(赤木委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきましては, 104番, 105番とも関連がありますので一括審議いたします。104番, 105番については, ●●委員が関係者となっていますので, 退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後2時30分

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(赤木委員) 農地の交換という案件です。この交換によってお互いが集約できるようになります。受入, 渡人とも大規模農家ですので, 集約が出来て地元としては問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、100番, 104番, 105番は許可されました。

【●●委員 入室】 午後2時34分

【受付番号101番】

(農地担当) 続きまして101番, 下林の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳細は高尾委員からお願いします。

(農地担当) それでは高尾委員、お願いします。

(高尾委員) この案件ですが、渡人が管理できないという事で、今回の申請に至りました。受人の自宅のすぐそばで農機具も所有していることから地元としては問題ないと思います。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。101番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、101番は許可されました。

【受付番号102番, 103番】

(農地担当) 続きまして102番、楨谷の件につきまして、103番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。これらの件について、●●委員が関係者となりますので退出をお願いします。

【●●委員 退席】 午後2時38分

(農地担当) それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、102番については、営農組合の事務所の隣にある農地で、取得後は苗箱の管理をする場所として利用していくそうです。103番については、水稻を栽培する予定で、この案件については問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、102番、103番は許可されました。入室してください。

【●●委員 入室】 午後2時42分

【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号 9 番】

(農地担当) それでは、9 番、新本の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(1 1 番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が道路、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 4 番委員) この案件ですが、手続きをせずに倉庫を立てていましたが、この度正式に手続きをするということで是正案件です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 補足はありません。よろしくお。願。い。し。ま。す。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項により総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で農振農用地ですが、例外許可規定として農業用施設を適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。9 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、9 番は許可されました。

【受付番号 1 0 番、5 条 6 4 番】

(農地担当) 続きまして、1 0 番、上林の件について、5 条 6 4 番と関連がありますので一括審議といたします。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が駐車場、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、10番の案件については、手続きをせずに家の庭として利用していました。この度正式な手続きをするということで是正案件です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。続いて5条64番の案件ですが、分家住宅を建てるという事です。用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 10番の件については、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、10番、5条64番は許可されました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

なお、63番、宿の件については議案作成後に取下げがありました。

【受付番号57番】

(農地担当) それでは、57番、真壁の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

- (5番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番号59番】

- (農地担当) 続きまして、59番、東阿曽の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、孫が祖父の近くに住みたいということで申請がありましたが地元としては、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。詳細は、武田委員から願います。
- (農地担当) 武田委員、願います。
- (武田委員) この案件ですが、用水についてですが、20メートルほど下流は岡山市になるので、岡山市側の用水の確認をしてもらいましたが、問題ありませんでした。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断していますが、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、59番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当) 続きまして、60番、三輪の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2以上の医療施設、公共施設があり、かつ上下水道管が埋設され、要件を満たしている道路の沿道の区域にある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号61番】

(農地担当) 続きまして、61番、三輪の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出につい

ては、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号62番】

(農地担当) それでは、62番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、眼科として転用するという申請です。地元としては、問題ないものと思われまますが、詳細は、最相委員からお願いします。

(最相委員) この案件ですが、被害防除計画と現地を確認したところ周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、62番は許可という見込みですが、この案件は、3千平方メートルを超えるので、県の諮問会議へ上げさせていただきます。諮問会議に付しまして、その答申を受けた後に許可といたします。

【受付番号63番】

(農地担当) 63番, 宿の件については, 取下げとなっております。

【受付番号65番】

(農地担当) それでは, 65番, 上林の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が宅地, 南が畑, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが, 用水は西にあり問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。65番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 65番は許可されました。

【受付番号66番】

(農地担当) それでは, 66番, 上林の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が宅地, 南が道路, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが, 用水は問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当) 続きまして、58番、総社の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地ですが、一団の農地の端っこになります。詳しくは、最相委員からお願いします。

(最相委員) この案件ですが、用水、排水は、問題ありません。日照通風、土砂流出についても、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断していますが、例外許可規定として集落に接続して設置される施設ということで適用しています。

(農地担当) この場所ですが、一団の優良農地の端になる場所です。農振除外の会議の時にも意見がありましたが、通常的一般住宅では、転用が不可能な場所です。この度は、この農地を耕作されている方の家族が農家住宅を建てるとということで、農振除外されています。今後、この農家住宅から染み出的に転用の話があったとしても一般住宅などであれば、農振除外というような話は、進めることは出来ないという意見が農振の審議会で意思決定されています。この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、58番は許可されました。

【議案第4号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第4号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第4号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号4番】

(農地担当) それでは4番、井尻野の件について、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、道路の廃止案件です。周辺に農地はなく、この道路を用途廃止しても周辺営農上、問題なしと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) この件ですが、用途廃止後は、隣接する申請者の宅地と一体利用する計画でございます。今回、用途廃止しても周辺営農上問題はないと地元として捉えています。廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第1号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第1号 報告書について朗読】**

【報告第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第2号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第2号 報告書について朗読】**

【報告事項】

(農地担当) 26ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。今回県の諮問会議

に付す案件が1件ございました。それにつきましては、諮問会議に付して許可意見の答申を受けた後に許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が16件、4条関係が2件、5条関係が9件でございました。総社市所有公共財産の用途廃止申請に伴う意見につきましては、周辺営農上問題なしと回答させていただきます。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時37分

以上，記録の内容が正確であることを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員